

平成19年度11月保護者役員会

～障害者自立支援法の見直しの動きについて～



期日：平成19年11月10日

場所：多古町コミュニティセンター

社会福祉法人 榎の実会 ひかり学園

平成19年度事業と今後

- 1 ひかり学園アネックスの開所
- 2 白貝ホームⅡの開所
- 3 ひかり学園の状況(自活訓練事業)
- 4 ノロウィルスと事故報告、ひやりはっと分析
- 5 障害者自立支援法はどうなる？
- 6 平成20年度の千葉県の予算方針
- 7 学園の今後の整備計画(平成29年度まで)

1 アネックス開所 ~平成19年4月2日~



アネックスで

1-2アネックスの現状

平成19年度

- ・ 生活介護⑩及び就労継続支援B型⑩
- ・ 9名の利用者(生5人B4人):在宅1名、CH8名

<変更点>

職員3人⇒4人

サービス種別生活介護Ⅹ(6:1)⇒Ⅵ(4:1)
606単位(6,060円/日)⇒696単位(6,960円)

一人当たり20,700円増(900円×23日)

1ヶ月あたり103,500円増

10月末

収入(請求)累計 8,521千円

支出累計 7,472千円収支差1,094千円

1-3 今後の展望

平成20年度 職員4人

- ・生活介護⑩及び就労継続支援B型⑩
- ・16名の利用者：在宅4名、CH12名（←16名）
※第2のグループホームの開所見送り？

平成21年度（事業変更定員見直し） 職員4人

- ・生活介護⑫及び就労移行支援⑩
- ・22名の利用者：在宅6名、CH16名

平成22年度（就労者の輩出）職員4人

- ・生活介護⑫及び就労移行支援⑩
- ・22名の利用者：在宅6名、CH16名

2 白貝ホームⅡの開所



白貝ホームⅡで～平成19年4月1日

2-2ケアホームの状況

白貝ホーム(定員4人 女性4人)

- ・ IC、YSさん状態の変化に伴い利用者を変更

白貝ホームⅡ(定員4人 男性2人 女性2人)

- ・ 白貝ホームの変更に伴い女性利用者を変更

10月末

収入(請求)累計 5,786千円

支出累計 4,267千円収支差1,519千円

3 ひかり学園の状況



自活訓練棟で～平成19年4月24日

3-2ひかり学園の状況

白貝ホームⅡ開所及び利用者の変更に伴い

6人が退所 I.T.、I.K.、E.M.、M.E.、I.S.、O.C.

4人が新規入所 I.T.、W.N.、A.N.、I.K.

2人が再入所 I.C.、Y.S.

10月末

収入(請求)累計 111,966千円

支出累計 100,351千円収支差11,615千円

<変更点>

自治協会⇒国保連に請求事務取り扱い先が変更

支払いが2ヶ月遅延⇒28,491千円(概算)が未収

支払資金は4~5ヶ月分は確保する必要

⇒19年度支出見込:230百万円...1ヶ月平均19百万円

⇒100百万円を確保が安全圏18年度末91百万円

3-3平成19年度下期の予定

① 公用車設置の件

- 日本テレビ「地球は愛を救う」から福祉車両(軽自動車)1台寄贈(12月5日)
- 相談事業立上支援事業で相談業務用車両1台整備(実施は19年度末頃)
 - ⇒事業費1,110千円(自己資金110千円)
- 日本財団に福祉車両(普通車4人乗)申請中
 - ⇒申請中 NTV車両寄贈により微妙

②南中ホーム(3番目のケアホーム)の開所

- ・12月1日事業変更(開所)⇒入所日未定
- ・定員4名
- ・家賃7万円

③館内階段のリフト設置

⇒中山馬主会申請中

④自活訓練棟の改修工事

⇒千葉県申請中

- ・事業費1,200千円(うち1/2自己資金)



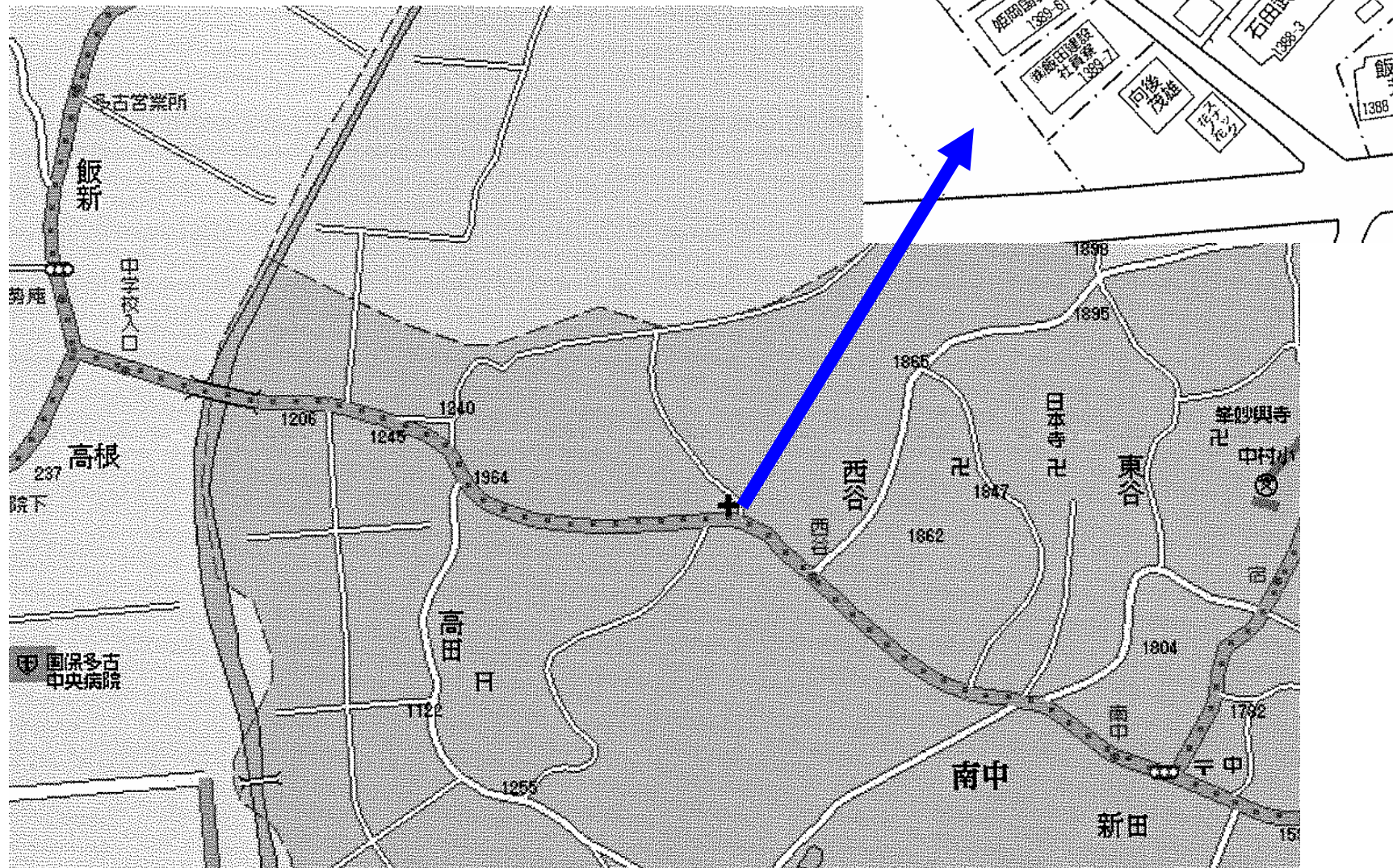
②南中ホムム



②南中ホームー2



②南中ホム一ム一3



4 ノロウイルスについて(経過)

- 9月30日: 下痢嘔吐症状者1名発生
- 10月2日: 感染症体制(1日3回以上の塩素消毒等)
- 10月5日: 保健所に通報し立ち入りがある
- 10月11日: 10月5日採取の検体は陰性と判明
- 10月11日: 10月9日採取の検体では6検体中3検体から陽性反応
- 10月12日: 患者発生なし

10月13日:1名が下痢(1回のみ)。

10月14日~18日:患者発生なし

10月19日:1名が下痢(少量1回)。1名が嘔吐(4回
13:00、14:30、15:00は2回 検温35.2~35.6)匝瑳市
民病院通院。

10月20日~21日:患者発生なし

10月22日:1名が嘔吐(1回)。当日10:30ひかりに帰
園した。

※19日、22日の患者はノロウィルスの可能性は
低いものと思われる。

10月23日~11月4日:患者発生なし。収束したものと
思われる。

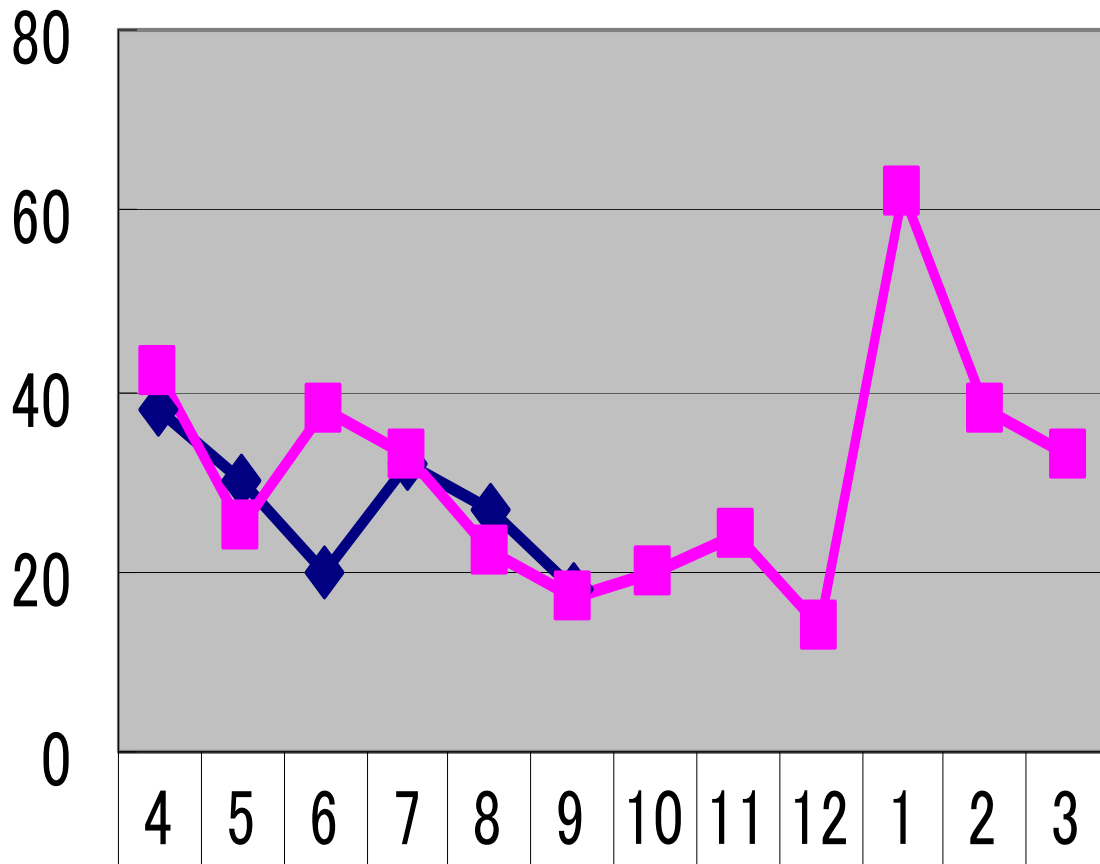
4-2平成19年度 事故報告

	期日		事故内容	処理・対策
1	9月20日	転倒による受傷	トイレに行くため廊下を歩行中(職員が介助)、バランスを崩して右手を床に着いた。その際。右拇指、指節間関節(第2関節下部)を骨折。	事故発生時(9月18日)、外傷は見られず、本人からも痛みの訴えがなかったため、様子を見ていた。翌日(19日)夕方になって痛みと腫れが見られ、20日に通院したところ骨折と判明。 外傷や痛みの訴えなくとも、事故当日に通院をするべきであった。今後の反省材料とする。
2	9月30日	ノロウイルス発生	短期入所者が入所3日目から嘔吐・下痢症状みられた。その後、学園利用者34名、職員6名に体調不良者が相次ぐ。10月12日頃収束。	保健所に通報して、検体を提出。日中活動を休止し、感染症発生対応とし、施設内の塩素消毒を徹底した。 今後は複数名の感染症の疑いがある症状者が出た場合、症状者を自活訓練棟で静養させるなど隔離対策を徹底する。

4-3平成18年度 事故報告

1	7月 2日	他害による受傷	起床後に男性居住棟にて不安定になった他の利用者の方に顔を殴られてしまい、右目下部分を6針縫う怪我をした。
2	8月 8日	転倒による受傷	早朝に自分の居室にて起床しようとしたところ転倒し顔をぶつける。左目上部分を切ってしまう。
3	8月 31日	他害による受傷	早朝に居室で寝ていたところ、不安定になった利用者の方に両耳をかまれてしまう。
4	9月 25日	転倒による受傷	早朝女子棟洗面所にて立位の状態で発作を起こし転倒し顎をぶつけ、切ってしまう。
5	11月 19日	転倒による受傷	広場の自販機前にて発作を起こし、前のめりに転倒し、左手薬指を切る。
6	1月 16日	異食による窒息：死亡	プラスチックグローブ3枚を異食して、呼吸困難に陥る。
7	3月 9日	他害による受傷	起床時に居室で寝ていたところ不安定になった利用者の方に頭部をなぐられ切ってしまう。
8	3月 16日	転倒による受傷	入浴中に浴槽内で転倒し、左眉上部と鼻に傷を負う。

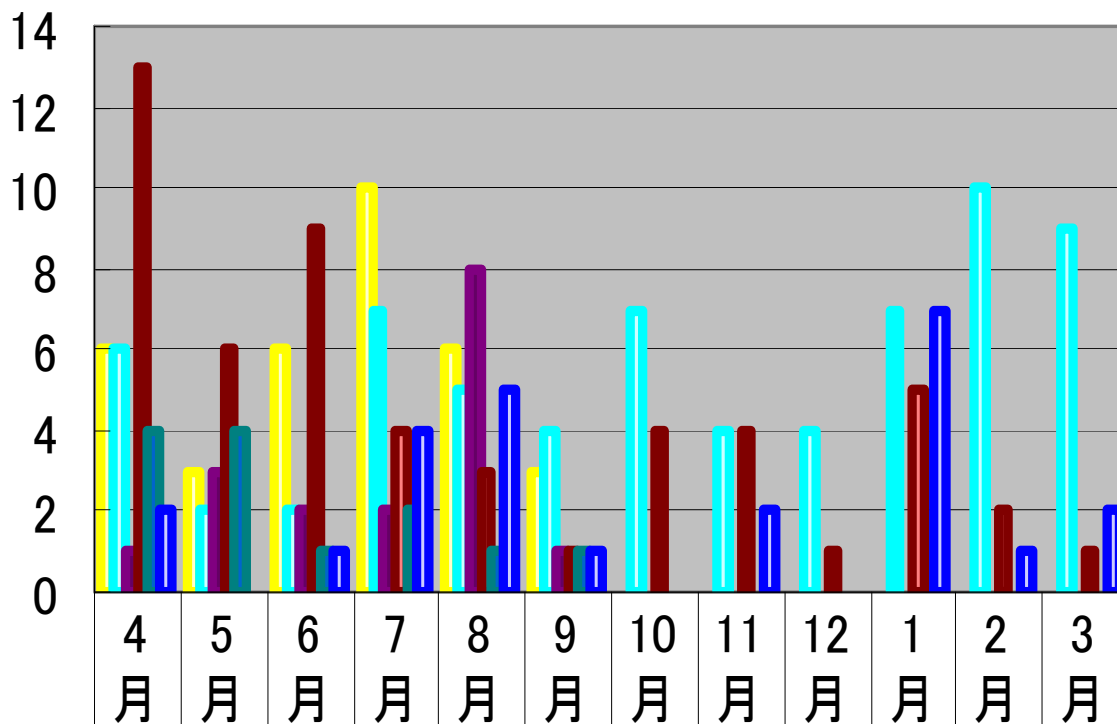
ひやりはっと(18&19年度) 累計月別推移



◆ 2007 累計
■ 2006 累計

◆ 2007 累計	38	30	20	32	27	18						
■ 2006 累計	42	25	38	33	22	17	20	24	14	62	38	33

ひやりはっと(18&19年度) 2006と2007比較(多数事例)



2007 他害

2006 他害

2007 器物破損

2006 器物破損

2007 受傷

2006 受傷

6

3

6

10

6

3

6

2

2

7

5

4

1

3

2

2

8

1

13

6

9

4

3

1

4

4

1

2

1

2

0

1

4

5

1

7

4

4

4

7

10

9

7

4

4

4

7

10

9

4

4

1

5

2

1

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

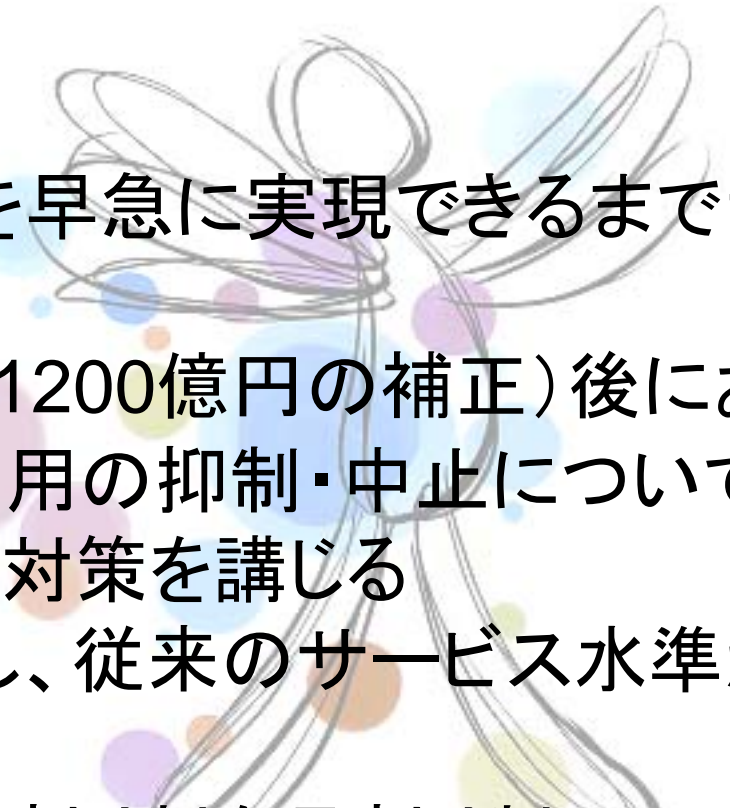
5 障害者自立支援法見直しはどうか？

同法は平成21年4月1日 見直し

民主党：「障害者自立支援法案（障がい者応益負担廃止法案）」を9月28日参議院に提出。

- ① 定率一割負担の廃止（当面、平成18年3月までの支援費制度に準じた費用負担に戻す）
- ② 障がい児・者福祉サービスを維持するために必要な支援

5-2 民主党の「7つの緊急提言」

- 
- ①障がい者の所得保障を早急に実現できるまで1割負担を廃止
 - ②特別対策実施(昨年暮1200億円の補正)後における障がい者のサービス利用の抑制・中止について、緊急の実態調査を行い、対策を講じる
 - ③障害程度区分の見直し、従来のサービス水準が確保できるよう配慮する。
 - ④事業者救済のため、日割り制を月割り制に戻す

- ⑤自治体間格差(地域間格差)を生じないように財政支援
- ⑥精神科病院の退院支援施設の新規設置の凍結
- ⑦自立支援医療の負担軽減

～自民党:利用者の負担を軽減するなど見直しを公約～

早期実現か？
BUT

財源はどうする??

・10月末から審議入り予定も11月10日現在、未実施。

第4回障害者自立支援法セミナー2008

日時 平成20年1月12日(土) 13:00~16:30

場所 青葉の森公園芸術文化ホール

テーマ 障害者自立支援法の抜本的見直しとは？

主な出席者(依頼中)

自民党 櫻田義孝代議士

民主党 田嶋 要代議士

参加費 1,000円

先着 850名(12月14日学園締切 15日受付締切)

5-3 協会の対応

平成19年10月3日 自由民主党政務調査会

平成19年10月26日 公明党障害者福祉委員会

・障害者自立支援法の抜本的な見直し等を求める重点要望事項

「障害者自立支援法に係る見直し」に係る基本的な要望

平成19年9月26日 自由民主党政務調査会 10月26日 公明党
税制改正並びに障害者自立支援法等に係る要望書

障害者自立支援法の抜本的な見直し等を求める重点要望事項
就労継続支援事業B型の廃止要望についての詳細

平成19年9月20日 自由民主党 障害者福祉委員会提出
障害程度区分の抜本的な見直しについて

平成19年8月10日 自由民主党 障害者福祉委員会提出
・「障害者自立支援法の抜本的な見直し等を求める重点事項」

5-3協会の要望内容-1

1 障害程度区分の抜本的な見直し

- 3障害別とする
- 支援の必要度を表すもの
- 協会が作った評価表を活用すること
- 平均障害程度区分ではなく個別とすること

2 利用者の希望によるサービスの選択と事業体系の見直し

- 障害程度区分による利用制限を撤廃（入所、生活介護）
- 自立訓練、就労移行支援の利用期間の制限を撤廃
- 生活介護等の対象者拡大に伴い、就労Bは廃止
- 日中活動と入所は一体的なサービス体系とする

3 人材確保と資格制度を確立するための報酬単価の増額

- ・ 給付費の算定は常勤とし、支援員の要件に資格制度を設置

4 月額制に戻すこと

- ・ サービスの安定供給のため、給付費の支払いは月額制に

5 利用者の負担の軽減

- ・ 食費、食費に係る人件費、光熱水費の実費負担は全額国庫負担とすること

介護給付							訓練等給付			地域生活支援事業			
くぶん 区分6	施設入所支援	療養介護	生活介護	ケアホーム	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等包括	短期入所	自立訓練 (利用期限は2年間)	就労移行 (利用期限は2年間)	就労継続A型・B型	地域活動支援センター・日中一時支援 移動支援・相談支援
くぶん 区分5													
くぶん 区分4													
くぶん 区分3													
くぶん 区分2													
くぶん 区分1													
ひがいとう 非該当													

さいいじょう
50歳以上

訓練等給付

グループホーム

H18.9現在で日常生活支援を(125時間以上給付決定)受けている区分3の者

知的障害者の支援度とサービス体系 日本知的障害者福祉協会(案)

支援度区分
は3区分
とする

くぶん
区分3
(区分A)

くぶん
区分2
(区分B)

くぶん
区分1
(区分C)

自立支援給付 (一本化)

施設入所支援 (日中活動と一体化)	自立生活移行型を含む *2	グループホーム *1 ●ケアホーム・福祉ホームと統合	短期入所・日中一時支援	活動支援 ●小規模活動支援 ●生活介護・就労継続B型・自立訓練と統合	就労移行 (利用期限は撤廃)	就労継続 (就労継続A型)	居宅支援 (行動援護・移動支援含む)
-----------------------------	----------------------	--------------------------------------	--------------------	---	--------------------------	-------------------------	------------------------------

地域生活 支援事業

地域活動支援センター・相談支援

★重複障害者等には、別途加算を行う

★自立訓練(生活訓練)の日中部分の機能は、日中活動のすべての事業に共通するものとする

*1:グループホームの新設を行う際等には福祉施設整備費の対象とする

*2:自立生活移行型とは、従来の自立訓練(生活訓練)宿泊型の機能を指す

【平成19年10月19日(午前)現在】

利用者の希望によるサービスの選択と事業体系の見直し

【目指す方向】

○施設・事業体系の簡素化

施設入所支援：日中活動と一体化を図る

グループホーム：グループホーム・ケアホーム・福祉ホームを統合し、名称をグループホームとする

また、新設をする際等には施設整備費の対象とする

自立生活移行型：自立訓練事業宿泊型をグループホームの一部とし、名称を自立生活移行型とする

短期入所：短期入所に日中一時支援を含める

活動支援事業：生活介護と就労継続支援B型、自立訓練を統合し、名称を活動支援とする

就労移行支援事業：現行機能を継続(利用期限は撤廃)

就労継続支援事業：就労継続支援B型は活動支援事業に統合、就労継続支援A型の名称を就労継続支援とする

居宅支援：居宅介護に行動援護と移動支援を含め、名称を居宅支援とする

○日中活動サービスと施設入所支援の組合せによりサービスを提供する事業所については、一体的なサービス提供体系とする

○障害程度区分は名称を「支援度区分」とし、現行の6区分から3区分とする

○介護給付と訓練等給付を統合し、名称を「自立支援給付」とするとともに、支援度区分に応じた給付費とする

○児童については、障害者自立支援法による施設体系に組み込まず、児童福祉法の中で行う

○サービスの利用制限の撤廃

・施設入所支援、生活介護事業(活動支援事業)などの介護給付における障害程度区分による利用制限の撤廃

・就労移行支援での利用期限の撤廃

○支給決定については、市町村によりばらつきがあることから、当面は都道府県によって行う

利用者負担について

(現 行)

(協会要望)

(通所・在宅サービス利用者)

<定率負担>

負担上限額(平成20年度までの措置)

一般世帯 37,200円(年収概ね600万円以上)

一般世帯※ 19,300円(年収概ね600万円以下)

低所得2※ 6,150円(但し、通所は3,750円)

低所得1※ 3,750円

※資産要件として、単身の場合は500万円以下、
家族同居の場合1,000万円以下の場合

<食費負担>

1日あたり食材料料として230円

人件費分として420円を負担(上限)

※低所得者は人件費相当分の9割が免除

(平成20年度までの措置)

(入所利用者)

<定率負担>

負担上限額

一般世帯 37,200円

低所得2※ 24,600円

低所得1※ 15,000円

但し、定額等収入は年間237,8万円(これを越えた部分30%
むまで)は、収入認定から除外

個別減免

※上記は本来の上限額より減免(但し、預貯金等が500
万円以下の場合)

<実費負担>

食費・水・水費負担 53,000円(上限)

補足給付

※この場合は補足給付を支給

個別減免と補足給付後の利用者の手元金

25,000円～30,000円

(通所・在宅サービス利用者)

<定率負担>

○特別対策の継続とともに更なる負担軽減を図る

<食費負担>

○食事にかかる人件費及び光熱水費の全額公費負担

(入所利用者)

<定率負担>

○特別対策の継続とともに更なる負担軽減を図る

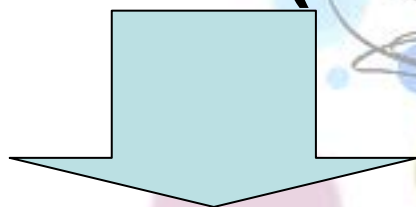
<実費負担>

○食事にかかる人件費及び光熱水費の全額公費負担

○低所得者の個別減免と補足給付後の手元金が25,000
円～30,000円と少なく、また手元金から日用品や医療
費等を支出していることから、手元金の大幅な引き上げ

6 平成20年度県の予算方針(案)

・民間社会福祉施設職員県単設置費補助制度の見直し現行制度のような形としては5年後に廃止この財源を生かすべく検討(平成20年度一部対応)。



(1) 入所施設の機能

① 地域生活支援の機能の充実

② 24時間支援が必要な方への支援機能強化

平成20年度県の予算方針(案)ー2

(2)グループホーム等の機能の強化

① GH・CHの運営費補助の見直し

⇒神奈川県レベルを目指す

② 重度・重複障害者への支援の充実

⇒重度・重複障害者1名から補助へ

③ 地域生活体験事業の実施

⇒GH等への体験入居

④家賃補助制度の普及促進

平成20年度県の予算方針(案)－3

(3)工賃アップのための施策

① 事業者・利用者やその家族の工賃向上に対する意識を高める

⇒ 専門家の助言を集会形式で実施

② 支援する施設職員のスキルアップを図る

⇒ 施設経営者を対象に1年の長期研修

③ 収益能力を事業者に身につけさせる

7 今後の整備計画について

(1) 平成20年度の整備予定(計画)

～事業規模:3百万円～

- ・ キャラバン(8人乗)の後継車両

ワンボックス(8～10人乗) 来年4月

(2) 平成23年度までの整備予定(計画)

～事業規模:70百万円～

- エアコンの更新 事業費40百万円
すでに更新時期
- 作業棟(20人程度の作業スペース)
アネックスはりハと室内で一杯
本館風呂場前の空きスペースを想定
事業費10百万円～20百万円
- 4、5番目のケアホーム

区分3以下の方々の受け入れ先として整備

(3) 平成28年度(開所25年)までの整備計画

～事業規模:200百万円～

- 大規模修繕

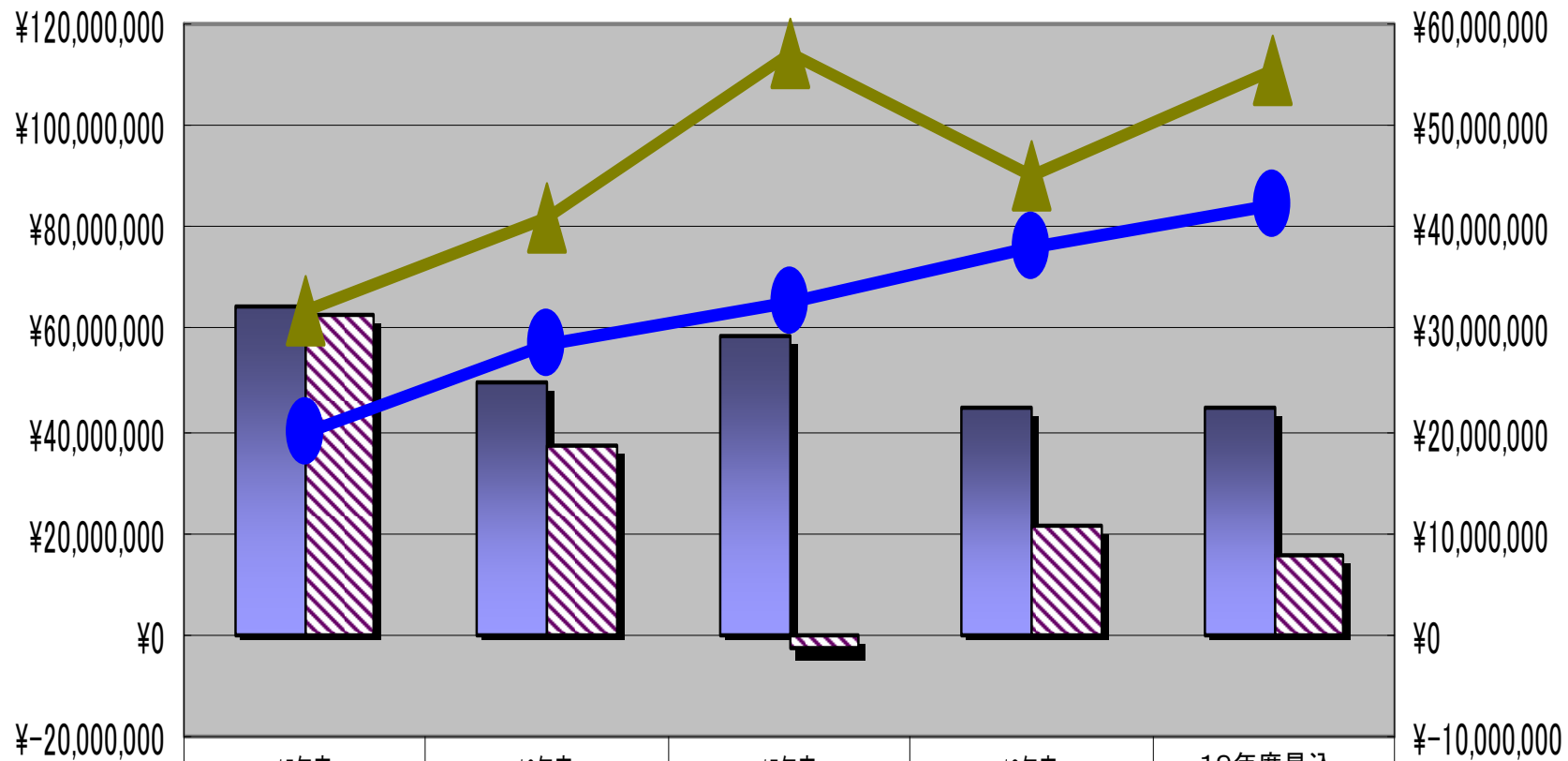
居室棟の大規模修繕

費用は100百万円～200百万円

(4) 平成28年度(開所25年)までの資金見通し

- 整備事業総事業費: 270百万円
- 平成19年度資金残高見通し: 110百万円
- 運転資金必要残高: 100百万円
- 整備事業繰入見込(19年度末) 10百万円
- 平成28年度までの必要資金 260百万円
- 年間繰越見込20百万円×9年(20年~28年)
180百万円
- 不足資金(補助金、保護者会) 80百万円

支払資金残高推移



■ ひかり 経常活動資金収支差額	¥32,448,092	¥24,671,247	¥29,253,603	¥22,251,829	¥22,373,983
▨ 第2 経常活動資金収支差額	¥31,231,481	¥18,522,233	¥-1,131,511	¥10,882,010	¥7,624,794
▲ ひかり 支払資金残高+他積立金	¥63,802,778	¥82,271,260	¥114,005,623	¥90,414,127	¥110,588,964
● 第2 支払資金残高+他積立金	¥39,556,110	¥57,318,584	¥65,150,730	¥76,032,748	¥84,194,542

おねがい

障害者自立支援法の見直し：平成21年度

同法の猶予期限切れ：平成23年度末

※障害者自立支援法の抜本的な見直しが無い限り、施設老朽化に伴う大規模修繕の事業資金は全額自己資金となる。

(独)医療福祉機構の借入金の償還後も保護者会からは引き続き援助が必要である事をどうかご理解下さい。

